

商工委員会議録第四十三号

昭和三十年七月十五日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

七月十四日

臨時石炭鉱業安定法案(多賀谷真穂君外十三名提出、衆法第四九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日、本日の会議に付した案件

繊維製品品質表示法案(内閣提出第一三七号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

繊維製品品質表示法案を議題といたします。ただいま加藤清二君より民自

両社各派共同提案にかかる本案に対する修正案が提出せられました。この際

提案者よりの説明を求めます。加藤清二君。

○加藤(清)委員 ただいま上程せられております繊維製品品質表示法案につきまして、私は各派共同提案になり

ますところの、繊維製品品質表示法案に対する修正案を上程したいと存じま

す。まず最初にその修正案の案文を朗読いたします。

繊維製品品質表示法案の一部を次のように修正する。

第五条第二項第一号中「罰金以上の」を削る。

第十二条中「一年以下の懲役又は十万円」を「二十万円」に改める。

第十四条中「罰金刑」を「刑」に改める。

以上でございます。

この修正案を上程するに当りましては、各党各派ともに慎重審議を重ね

した結果、ここに完全な意見の一致を見た次第でございますが、これにつ

きまして私はこの際政府に要望すると同時に、その理由の一端をここに申し

述べて修正案上程の弁にしたいと存じます。

まず第一番に、私どもがこの法律を審議するに当りまして、特に考えな

ければならなかったことは、すでに品質表示は使用者の便益のために行われて

いる事実もありませんが、それでは不十分であるとしてこの法律が作られた

のでございます。製品の品質の表示は、すなわちこれを作るメーカーの純粋度

の表示でもあるのでございまして、この法がなくてもすでに表示が行われて

いるものが多いのでございしますが、この法律がいかに規制いたしましたか、

なお表示を行うことのでき得ない品物もまたあることを知らなければなら

せん。ところがこの法で得られないものに對して刑罰を行うということは、あ

まりにも苛酷に過ぎるのではないかと。刑罰は不正者に対する制裁である

と同時に、犯罪予防の手段として立法者が持つ最後の手段として最悪の

道具であるのでありまして、いんやこの法律は、教育法であり指導法

であるゆえに、初步においては当然のこととして指導がよく行きたる

までは厳罰で臨むべきではないと考えるのでござい

ます。この意味におきまして、メ

カーのない販売する者が表示を行おうとしても行い得ないもの、すな

わち材料が繊維で識別や品質の表示が困難ゆえに、表示しようという意

思はあってもこれができ得ないものがあるものでござい

ます。たとえば太番手の製品の毛布であるとかオーバー生地

であるとか婦人子供服地、メリヤス等がそれでございます。また

繊維を混合させることによって品質を向上させること

ができる品物がござい

ます。これを表示することは純毛、純綿にノスタルジ

テを抱く国民にいたるなら混乱を生ぜしめるのみであり

ます。たとえて申しますと、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

まして、純毛の毛布と申しまして、純毛の毛布と申し

か、一着の服に十色くらいの表示をしなければならぬ。こういう結果が生

じて参ります。また学童服その他裏毛

服、それから婦人子供服地、その婦人

服地をとりまぜて作った服等々でござ

います。こういう次第でござい

ますので、私は最後にここに申し上げてお

きたいことがござい

ます。繊維の歴史は非常に古いのでござ

います。言語的転化となり、これが常

識化されている面があるのでござい

ます。ときにこれが固有な名詞とも相な

つておるのでござい

ます。綿で作っても毛布とい

うのでござい

ます。また綿織物をかき立て

ることを起毛と称しまして、この起毛

されたものがメリヤスの裏にほとんど

使われておる状態でございます。裏毛

シャツというのは決して毛ではござ

いません。これは常識でござ

います。ナイロンで作ってもウーリーと申し

ます。毛と毛を混合することを混綿

という場合もござ

います。毛にスフを

加えることを混スフといわずに、混綿

という場合もござ

います。以上のごとく、繊維業界は言語に転

化を生ずるほど歴史は古く、呼称の示

す文字の意味と品質が異なるほど多岐

多岐にわたっておりまして、文化の発

達を意味するものであり、すでに無形

文化財となつてい

るものもあるよう

でございます。しか

も文化の発達は、

繊維の素材のみならず、その製品を一層

七月十五日
委員江崎真澄君辞任につき、その補
欠として篠田弘作君が議長の名で

し、ないしは単純表示化をしようとするれば、無理が生ずることは当然でございますが、この無理が業界を混乱に陥れ、やがて国民に誤った表示を押しつける結果になることをおそれるものでございます。

要は適時適当な方法を行うことによつて、国民が適当な品物、好む品物をより安くよりよく買える、こういう制度の一里塚として、この法律が適用されることを切に切望いたしまして、私の修正案の趣旨弁明にかえる次第でございます。

○田中委員長 これより加藤清二君提出の修正案及び政府原案を一括して討論に付したいと思いますが、別に討論の通告がありませんので、討論は省略いたします。

これより採決に入ります。まず修正案について採決をいたします。本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて本修正案は可決せられました。

次にただいま決定いたしました修正部分を除いた政府原案について採決いたします。これを可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に江崎眞澄君より本案に対し附帯決議案が提出されております。その趣旨の説明を求めます。江崎眞澄君。

○江崎委員 ただいま繊維製品品質表示法案の採決がなされたのであります。が、これに各派共同によりまして附帯

決議をつけたいと存じます。その案文を朗読いたします。

附帯決議

一、政府は、本法に規定せられている強制検査、強制表示等を行わんとするときは、中小企業者の立場を考慮し、無用の負担と摩擦を生ぜしめないよう、すなわち検査に念を入れて権力の乱用に陥らざるよう細心の留意を払い、審議会に於ける意見を十分尊重すること。

二、繊維製品品質表示審議会の構成については、関係各業界、消費者その他広く学識経験者等を含めるものとすること。

以上であります。

すでに本案の慎重審議に際しまして、大臣及び繊維局長等々から詳細なる御答弁もあつたのでございますが、繊維製品の表示は、すでに業界でも自主的表示を実施すべく準備をいたしておる段階でございます。この監督というものが、本庁自体の手によつては事実上困難でありますために、地方自治体、また地方の通産局等にこれをゆだねられるのでございますが、あくまで戦時中の、また戦後の忌まわしい統制のにおひのするようないうところの権力の乱用、すなわち行き過ぎや無理のないように、特にこの際政府におかれては十分の御留意を賜りたいのでございます。のみならず表示の強制に当りましては、不正なる表示が多くて、消費者側に対して不測の損害を与えたことが明白である、こういうときに実施をせられるといったような勘案考慮も十分お払いを願ひたいのであります。また証紙の貼付につきましても、技術的な面の解決がつきません限

り、実際上の運営に入られることはなかなか困難と思つたのでございます。こういう点につきましても十分一つそれぞれの立場を御考慮の中に入れまして、御留意を賜つておきたいのであります。

この際附帯決議を付するに当りまして、若干意見を申し述べた次第であります。

○田中委員長 附帯決議案に対する討論の申し出がありませんから、附帯決議案についてただちに採決をいたします。本案に江崎眞澄君提出の附帯決議案の通り附帯決議を付することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて本案に江崎眞澄君提出の附帯決議案の通り附帯決議を付することに決しました。

○田中委員長 お諮りいたします。本案に対する委員会報告書作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたします。

この際石橋通商産業大臣より発言を求められております。これを許します。石橋通商大臣。

○石橋通商大臣 本案に対する修正の意味及び附帯決議の御趣旨は、かねがね政府においても同様に考へておつたのでありますから、十分尊重いたします。

○田中委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を始めて下さい。

本委員会は、皆様の非常な御協力によりまして成績も上りましたし、各党理事の申し合せによつて本日の会議をこの程度にとどめます。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時五分散会

〔参照〕

繊維製品品質表示法案に関する報告書(内閣提出)

〔都合により別冊附録に掲載〕